

## 新型コロナウイルス感染症療養解除後の都内施設への作業療法士派遣事業 派遣登録に関する注意事項

### 1、登録に関して

- ・事業への派遣登録につきまして、所属先には別紙の東京都福祉保健局からの事務連絡をお伝えいただき、予め協力についてご了解をいただいております。
- ・登録については現在の職務の領域は問わず、受講歴や支援経験がない方もご登録いただけます。依頼のあった支援内容や支援場所に合わせて調整、相談させていただきます。
- ・登録された方には、派遣にあたって感染対策や事業概要、注意点についての説明会等を実施する場合にはご参加をお願いする場合があります。
- ・派遣先となる高齢者施設向けの通知には「陰性検査はしていないが、ワクチン接種済みのリハビリ職の派遣」となっておりますので該当の方のみが登録の対象となります。
- ・療養解除後であっても感染のリスクを伴う場合がありますのでご承知おきください。

### 2、本事業の保険・補償に関して

- ・支援中の入所者のけがや事故は施設側の保険が適応となります。
- ・派遣時の保険で施設内支援時や経路上での作業療法士のけがや事故は保証されます。
- ・派遣者が派遣先に新型コロナウイルス感染症に感染した場合は補償対象外です。
- ・休業補償も補償対象外です。
- ・派遣先で新型コロナウイルス感染症に感染し、所属元の感染源になったと推測される場合も補償は対象外になりますのでご注意ください。

### 3、派遣期間、報酬に関して

- ・派遣日数の上限は3日間、1日につき8時間の支援を想定して交通費込み2万円の報酬を予定しております。(感染終息前に派遣となる場合には報酬が上乘せとなります。)  
また、個人へのお支払いの場合は源泉徴収等を差し引いてお支払いいたします。
- ・派遣する日程は派遣先との調整いただくことになります。場合によって理学療法士と同時支援になることや、日によって派遣者が変わる場合もあります。
- ・原則としてユニフォームや感染対策に関する備品については派遣先の施設のものを使用させていただきます。詳細は派遣先との調整となります。

### 4、登録後について

- ・登録いただいた方へのご連絡は主にメールにてご連絡させていただきます。  
必ず連絡の取れるメールアドレスをご記入くださいますようお願い致します。
- ・登録された方には所属先の同意書提出のお願いについて東京都より改めてご連絡させていただきます。
- ・本事業に関する東京都からの追加の情報やQ&A、事業の進捗や連絡事項については適時東京都作業療法士会のホームページの方にも掲載させていただきますのでご確認ください。